

## 新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設基本計画策定業務の公告等に対する質問への回答

番号	資料名	頁	項目番号・項目名	質問内容	回答
1	仕様書	4	第15条 1 (2)	コンセプトの精査にあたり株式会社坂茂建築設計との協議などは発生するのでしょうか。	新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点のコンセプトの精査を行うに当たり、株式会社坂茂建築設計との協議などは発生しません。
2	仕様書	4	第15条 2 (2)	「これまでの検討経緯」とありますが、どのような検討経緯がございますでしょうか。	<p>新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設で想定される事業内容に関するこれまでの主な検討経緯は次のとおりです。いずれも別府市公式ホームページで公開しています。</p> <p>令和5年3月に新湯治・ウェルネスツーリズム事業及び研究・実践拠点施設のあり方やコンセプト等を整理した「新湯治・ウェルネスツーリズム事業に関する調査委託業務報告書」をまとめました。</p> <p>令和5年8月及び11月並びに令和6年2月に別府市新湯治・ウェルネスツーリズム推進会議を開催し、有識者や専門的知見を有する方々から意見・提言をいただきました。</p> <p>令和6年10月に新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設の設置場所を「扇山下（別府市大字鶴見字大平 4550-1 外）」と発表しました。</p>
3	仕様書	6	第15条 2 (8)	外部有識者をはじめとする検討会のメンバーは決定済みでしょうか。未決定の場合、受注者からの提案を求めるものでしょうか。	（仮称）研究・実践拠点施設ソフト機能検討会議の委員は決定しています。